真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月12日

事務事業名	地域生活支援事業		担当課・係	健康福祉部　社会福祉課　障がい福祉係
政策名　No	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連するSDGs･DX	DX
施策名　No	4	障がい者の自立と社会参加の支援		

成果指標	名　称	単　位	初年度からの実績値の比較 R7	R8	R9	R10	R11	目標値 R11
	障がい福祉サービスを利用している者のうち、在宅でサービスを利用している障がい者の割合	%	89.1					91.0
	福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行した障がい者の割合	%	1.2					2.5
	社会参加（他人と交流を持つこと）ができている障がい児者の割合	%	52.4					57.5

事業内容

○地域生活支援事業の提供、地域活動支援センターの運営委託（真岡市社協）、相談支援事業の運営委託（飛山の里福祉会）
　障害者総合支援法に基づく市町村事業として地域生活支援事業を実施している。障がい者が地域で地域生活をしていく上で必要な事業の申請を行い利用決定し利用者証を交付する。所得により利用の1割分を自己負担する。
　　国県補助割合：国1/2以下、県1/4以下
　　必須事業：理解促進研修・啓発事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、
　　移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業
　　任意事業：日中一時支援事業、訪問入浴事業、緊急一時支援事業
○さくら作業所は、真岡市社会福祉協議会が障害者の自立を支援するために就労や生産の機会を提供する就労継続支援B型事業所として設置している。建物は元デイケアセンターで真岡市の所有である。土地は真岡市が個人から賃貸借している行政財産を無償で社会福祉協議会に使用許可する形としている。賃貸借期限は令和9年度までとなっている。建物は19年建築であるが老朽化している。また同敷地内に真岡市が同社会福祉協議会に委託している真岡市地域活動支援センターさくらんぼも設置されている。建物は、土地所有者と同様の個人から賃貸借しており、築120年を超えて老朽化が激しい。両施設とも建て替えの必要があるため、現芳賀広域事務組合が移転した後の跡地に両施設を移転させ、統合した形で新さくら作業所及び地域活動センターを新築する。移転後、現さくら作業所は除却し、地域活動センター建物と土地は返還する。

前年度の課題（Check）

移動支援事業については利用者数は減っているものの、事業費としては伸びており、重度障害者の利用が増加したことによる。
意思疎通支援事業については、利用者が２名減少し事業費が例年より減少した。地域生活支援事業は地域の実情に合わせ、市独自に行うサービスである。障がい者の自立と社会参加のため、多様化したニーズに対応できるよう、質の高いサービスの提供に努めていく必要がある。
地域活動への支援：20人（さくらんぼ13人、ほっとCHA 6人、ふれ愛みゆき1人）

7年度振り返り

【１】実績（Do）７年度に実施した事業
・地域生活支援事業の支給決定
　意思疎通支援事業、成年後見制度、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴事業、緊急一時支援事業、
　居室確保の支給決定
・虐待防止対策、自殺予防対策の実施
・理解促進研修・啓発事業の実施

【２】結果と課題（Check）
各事業の実利用者数
　相談支援事業：220人(+4人)、成年後見制度：市長申立て0人(±0人)・報酬助成1人(±0人)、意思疎通支援事業：11人(+1人）、日常生活用具給付事業：173人(+22人)、
　移動支援事業：44人(+12人)、地域活動支援センター事業：20人、日中一時支援事業：56人、訪問入浴：4人(±0人）、緊急一時支援事業：0人(-1人)
事業費：98,114千円（R6年度：100,081千円）移動支援事業については年度途中に新規契約した事業所が3社あったため、利用者数が増加した。

地域生活支援事業は地域の実情に合わせ、市独自に行うサービスである。障がい者の自立と社会参加のため、多様化したニーズに対応できるよう、質の高いサービスの提供に努めていく必要がある。
地域活動への支援：20人（さくらんぼ13人、ほっとCHA 6人、ふれ愛みゆき1人）

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　□ 目的拡充　□ 事業統廃合　□ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　■ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【３】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

（1）ただちに取り組むべきこと
老朽化したさくら作業所の移転新設を実施するために、令和９年度前半に設計業務を行い、令和９年度後半から令和１０年度にかけて建設工事を実施する。これらに先がけて、令和８年度はさくら作業所の施設・設備の必要量の調査を行い、設計業務に必要となる与条件（案）の作成をする。

（2）長期的な計画で検討すること
●地域生活支援ニーズの変化への対応
　施設入所から地域生活への移行が進められる中、グループホームや相談支援体制、地域生活支援拠点等の重要性が高まっている。また、重度化・高齢化や医療的ケアを必要とする障がい児者への支援など、多様で複雑なニーズへの対応が求められている。このような中、次の事について長期的計画で取り組んでいく必要がある。
・相談：専門部会と連携した相談支援事業の質の向上。
・緊急時の受け入れ：突発的な事態における短期入所や緊急訪問の体制確保。
・専門的人材:行動障害や重度障害に対応できる人材の育成。
・地域の体制づくり：障がいのある人やその家族と地域コミュニティが交流できるような体制づくり。